

関西労災職業病 8月号

(通巻第177号)

関西労働者安全センター 1989.8.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



◆目次◆

●深礎工の脳梗塞に業務上認定	2
●今年もフィールド合宿開かれる	5
●労基法第8章削除・労災法全面改悪阻止闘争	6
●宝塚排水管工事生き埋め事故で遺族が損害賠償請求	10
●前線から(ニュース)	12
●上積み補償を考える②	16
●VDT作業・環境チェックのために⑦	18
●アスベスト対策大阪ネットワーク	19

全国でも初 深基礎工の脳梗塞に 業務上認定

大量発汗を伴う過酷な深基礎掘り作業

深基礎工の新居進さん（五五才 西成区在住）が仕事中に発症した脳梗塞（血栓ができて脳の血管がつまる病気）について、西宮労基署は、七月三一日に「業務上」疾病と認定した。

大量発汗作業で 脳梗塞発症

この新居さんのケースは、深基礎工の過酷な労働のなかで激しい発汗による血液粘度の上昇によって血栓が形成され脳梗塞を発症したことが業務上と認められたもので、全国的にも初めてのケースである。

「深基礎」作業とは、建築物などの

基礎のコンクリート打ちのための穴を掘削する仕事である。直徑一メートルから数メートルの穴をスコップやピック、ブレーカー、削岩機などを使用して、基本的に人力で掘り進むもので、通常「掘り方」と地上でウインチでバケツを巻き上げる人間がペアで交替しながら仕事をする。この「深基礎」作業は、いわゆる一般土工に比べても非常にしんどい仕事で、大量の発汗をともなう。また雇用形態は、日雇い、出来高払い賃金制を主としている。

新居さんが被災したのは一九八六年四月二一日、兵庫県宝塚市のマンション新築工事現場だった。そのときの直接雇用主は地下水基礎株（京

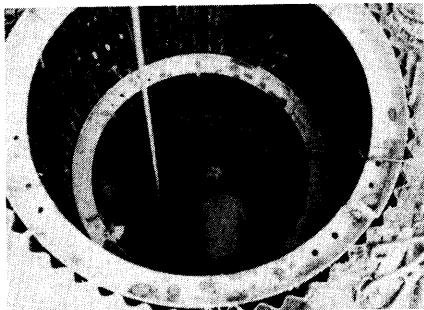
都市東山区）、元請は新井組（西宮市）。現場入りして、二一日目のこの日、新居さんはそれまでずっと掘り方をしていた相棒と交替して、朝から下で掘っていた。新居さんは、年令も考え、ここ約五ヶ月間ウインチ巻きばかりしていたが、この日は遅れていた作業を取り戻すため朝から穴に入っていた。

午前中休みなく掘つて上がつてきた昼休み、目がかすむ症状を一時的に自覚したが、午後も作業を続けた。午後2時半頃、左手が動かなくなつたため穴から上がり、現場の休憩所で休んだ。その後、みんなと一緒に宿舎に帰り、夕食後くつろいでいたところ、また発作を起こし立てない

状態におちいり、近くの脳神経外科に入院した。

現在は、大阪の専門病院に通院治療中だが、左腕がまひした状態となっている。

労災申請から業務上認定へ



新居さんの従事した「掘り方」作業

事が自分の病気の原因ではないか」

そう考えた新居さんは、釜ヶ崎日雇い労働組合に相談、八七年四月に釜日労の人とともに安全センターに相談に来られた。

主治医との相談など準備調査を進め労災であるとの認識を固め、九月に西宮労基署に労災申請を行った。

下請けの地下水基礎（株）が業務との関係を認めているにもかかわらず、元請の新井組は当初より、新居さんの労災について現認証明を不当に拒否するなど会社側の協力が一切得られなかつた。

「汗をものすごくかく深基礎工の仕事は厳しい状況の中でも、労基署に足を運ぶこと十数回。本人の詳細な自己意見書や「手がしごれるなどの脱水によると思われる症状をときどき起こす」との内容を含む仕事仲間の上申書を複数提出するなどした。

労基署側は、全く初めてのケースということで最初は戸惑っていたが、同僚、本人の聴取、現場視察などを

地上でのウインチ巻き作業



認定のポイント

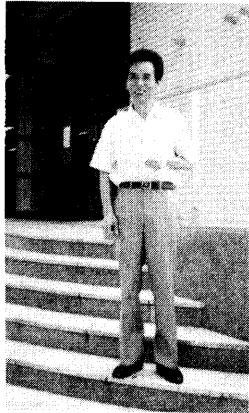
今回の認定のポイントは、一、基礎作業が大量の発汗をもたらすこと。二、新居さんにとって約五ヶ月ぶりの掘削作業だったこと。三、当日は遅れを取り戻すため、かなりのハイペースで掘り進んだことなどである。また、主治医である野田真也医師（恒生病院）、山本茂医師（山本第三病院）がともに業務上であるとの見解を示していたことも大きな決め

手となつた。

もちろん、会社の非協力や資料の不足、未組織労働者というハンディにも負けず、本人をはじめ粘り強く労基署交渉を積み重ねたことが業務上認定を引き出した最大の要因であることは言うまでもない。

認定の意義と

問題点



業務上認定を勝ち取った新居さん

深基礎工の脳梗塞が業務上と認定された初めてのケースということであり、まったくといっていいほど放置されている深基礎の劣悪な労働現場への警鐘になつたといえるだろう。

今回の調査過程でも、健診記録の

ねつ造、振動病健診の未実施などまったくずさんな衛生管理の実態が次々に明らかになつた。元請もまたこれを放置しており、いざ労災となつたら現認すら拒否するという無責任ぶりであった。こうした状態を放置すれば、第二、第三の新居さんが出てくるのは必至である。

八月四日の労基署の決定発表の際、われわれは、今後の深基礎掘り業者、

まずは新居さんおめでとう。三年間、不自由な体にムチうって格闘してきた成果だと思う。

新居さんの職種である深基礎工は、釜ヶ崎でも特殊でなかなか普遍化しにくい職業であった。にもかかわらず、安全センターの多大な努力によって労災闘争として維持してきた。最初から長期にわたる闘いとして、新居さんにも覚悟をしてもらい、くじけず闘い抜いた結果の勝利である。

この闘いは釜ヶ崎の日雇いの労働運動にとって画期的勝利であった。多くの日雇いがこのような職業病に悩まされ、仕事ができない体になつても労災にもならず、福祉も受けられず、野宿をよぎなくされ、野垂れ死にを強制されてきた。そういう意味で今回の新居さんの労災闘争の勝利は偉大な成果である。

釜ヶ崎はこの闘いを教訓として、今後の日雇労働者の労災闘争を、安全センターとの協力を一層深め、闘い抜いていきたいと考えます。

ゼネコンに対する指導の強化を労基署に要請した。これに対し労基署次長は、「新居さんのことがあつたからすぐに全部に指導するというわけにはいかない。機会をとらえて指導する」と、相変わらず「監督」に対し消極的な姿勢を変えなかつた。こうした労基署の態度は非常に残念であり、災害防止上の観点からいっても問題ありといわなければならぬ。

'59

南大阪フィールド合宿 開かれる

「医学学生を中心」に 17名参加

今年も八月六日より四日間の日程で南大阪フィールド合宿が行われた。

参加者は、京都府立医科大学の学生やこの間労災保険法改悪阻止闘争で我々とともに西村氏との討論を重ねてきた京都大学の学生ら十七名である。

六日の初日はまず、全港湾関西地

本書記長の平坂氏の講演から始まつた。劣悪な労働条件の下で働く港湾日雇いの組織化、健康診断の実施、健康保険の獲得など、弁天浜を中心とした戦後の安全衛生闘争の歴史を振り返つてもらい、七日以降の合宿の基調とした。

翌日七日からは四班に別れ、

以下のようなスケジュールで各労働組合を訪問、体験労働

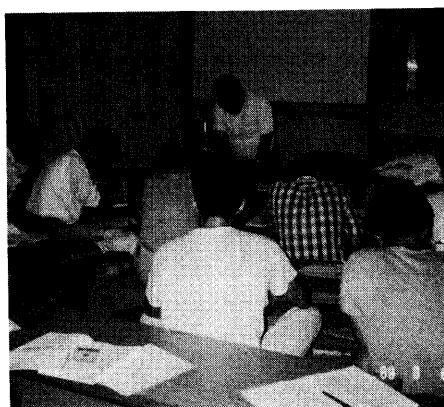
についてはおのずと限界はあるものの、労働者と学生が出会う貴重な機会として今後も発展させていきたい。

等を通じて労働の実態と組合運動の一端に触れた。

最終日九日は、松浦良和氏と労住医連の樺本氏から現在の医療状況等について話をしてもらい、総括討論の後に終了した。

フィールド合宿は、せいぜい三日間の日程であるため、学びうる内容

九日	八日	七日	六日	五日
講演 全体討論・総括討論	阪神医生協交流会 講演 松浦 良和氏（松浦診療所所長）／樺本 祥文氏（労住医連事務局長）	講演 「労災職業病について」 講師 平坂 春雄氏（全港湾関西地本書記長） 於 松浦診療所	講演 「労災職業病について」 講師 平坂 春雄氏（全港湾関西地本書記長） 於 松浦診療所	講演 「労災職業病について」 講師 平坂 春雄氏（全港湾関西地本書記長） 於 松浦診療所
講演 「労災職業病について」 講師 平坂 春雄氏（全港湾関西地本書記長） 於 松浦診療所				



平坂氏の講演を聞く医学生ら

労基法第8章削除・労災法全面改悪阻止闘争

労基研が被災者団体等からヒアリング

「中間報告」あらため――――?

労基法・労災法改悪問題で、労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会（災害補償関係）は、「中間報告」発表以来改悪阻止の運動を全国でくりひろげてきた被災者団体や地域センターの代表から、七月二九日に労働省で意見聴取（ヒアリング）を行った。これは、この間行われてきた、労基研メンバーである西村京大助教授、下井神大教授らとの討論会などのなかで、「中間報告」の被災者切捨ての矛盾が明らかになり、さらに半年にわたって検討してきた労災保険審議会でも全労働側委員の反対にあり、公益委員による問題点の整理・調整作業に入るなど、もはやガタガタになつた内容を労基

研が再度検討するためのもの。

労基研は、座長である花見上智大教授以下七氏が出席した（若菜允子氏（弁護士）は欠席）。冒頭に労基研・花見座長が「今回意見を聞かせていただき、その上で研究を行い、その成果を文書にまとめる意向である」と、労災保険基本問題懇談会に

労災職業病に携わる医師を中心とした医師グループ（労住医連）、働く者の労災補償を考える懇談会と弁護士（総評弁護団）グループ、地域センター・被災者団体グループ、各約十五人が順次、約二時間ずつ実態に即して意見を述べた。

第一部

労基研は再開 新たな文書

なく、ヒアリングであるとして、あらかじめ地域センター等から整理し、提出してあつた質問事項にも一切答えず、花見座長のみが対応するというスタイルで進行した。

ヒアリングは、三部構成で行われ、

第一部は、労住医連の医師を中心としたグループとの間で行われた。労基研側は、花見座長が全て対応し、他のメンバーには一切発言させない方針であったようで、他の委員は終始メモを取つたり、中には我々

の発言にしきりにうなずく様子も見られたが、真意のほどは分からなかつた。花見座長の認識の程度は、我々の予想以上にひどいもので、自らの出した「中間報告」の内容も十分理解していない発言さえ飛び出す始末だった。

まず、休業補償一年半打切り問題については、「一年半も立てばほとんどの病気は治ゆ（症状固定）しているのではないか」という発言があり、「症状固定とは無関係に、法的措置として一年半で休業補償を打切る」という「中間報告」の基本路線の認識さえ十分でないという実態を暴露してしまった。

さらに被災労働者の実態や労働行政の実態についても、労働省の受け売りに終始し、全く独自の見識を持ち合わせていないことも明らかであつた。

学者先生達の現実認識の欠如と自らの政治的立場への認識の欠如であつた。西村氏は主觀的には良心的労働法学者たらんと欲しておられるようだつたが、客觀的には労働省の掌の中で労働者切捨てのために利用されているという事実に全く気付いていなかつたようであつた。しかし、西村氏はわれわれとの話合いの中で少なくとも一年半打切りの反労働者性についてはかなり深刻に反省した様子であり、今回の労基研再開についても相應の努力をされたものと理解はするが、花見座長の対応には、西村氏ほどの反省の態度は感じられず、言い訳に終始した印象であつた。

この話し合いの中で、不十分ではあつたが、今後の足がかりとなるいくつかの重要な発言を引き出すことができた。

二つめには、この新たな「文書」には、①職場復帰の問題②障害等級表の見直しの二項目を盛り込むことを表明したことである。もちろんこれらの表明がなんら樂觀を許すものではないことは明らかであるが、少なくとも労働省が従来どおりの強硬路線では乗り切れなくなってきたことを示している。



一つは、労基研が再開され、今回のヒアリングも踏まえて研究の成果を何らかの「文書」にまとめること

長期的な 検討が必要

ヒアリングの第二部は、働く者の

労災補償を考える懇談会のメンバーを中心として、総評弁護団、労災脊損の会ら被災者、全建総連、合化労連、全港湾などの労組五団体が出席した。

ヒアリングは、「各方面から実情を知らないとの批判も受けており、実情を聞いて、研究会で検討したい」との花見座長の発言から始まった。まず労災脊損の会の新田氏より、脊損患者の排便や入浴などの生活実態を突きつけ、次いで全国脊損連合会の伊藤氏が、現行の年金制度の矛盾を指摘、「中間報告」が提案する障害補償年金の年令スライド制が脊損患者の生活破壊であることを告発した。こうした話を踏まえて、総評弁護団の伊東、古川氏から「中間報告」が

の前提である稼得能力填補論（補償は、被災によって失う収入の減額分だけでよいとする考え方）が、被災者の生活実態に合っていないことを批判した。

労基研は、労災保険の財源問題は関係ないと述べているが、それが背景にあるのは明らかであり、この点に関しても批判が集中し、保険料の低さや有名無実の行政指導の改革も指摘された。

労基法第八章削除問題についても、八章を削除すれば、企業の休業三日目までの賃金補償義務や建設業における元請責任が法文上から消え去ってしまうことなど、実態を突きつける形で具体的な反論が展開された。

被災「火災実態前に沈黙の労基研

午後三時からは、地域安全センター、被災者の第三グループと労基研との「話し合い」が行われた。

参加したのは、北海道、東京東部、神奈川、愛知、大阪、尼崎、愛媛、高知、大分の各センター、被災者全国連、日本化工クロム被害者の会。話は、主として、「中間報告」がまったく被災労働者の実態を無視し

図った事例や長期の治療観察期間を要する職業ガンの例を挙げ、一年半打切りの見直しを迫った。

労基研のメンバーは、第一グループのヒアリングと同様、終始聞き役に回り、実態に基づいた批判に対す

る具体的な反論は最後まで聞かれなかつた。最後に花見座長は「長期的に検討せざるを得ない」と発言し、第二部を締めくくつた。

第三部

たものであることを、被災の実態を突きつける形で行われた。

職場復帰をどうしていくのか、打ち切られた被災者が生活保護をうけざるを得ないことを放置し、さらに拡大しようというのか。

北海道からは、「振動病打切り政策で打ち切られた二九名のうち、再就職できたのは、たった一名。これをどう考えるのか。」

大分からは、「あなたたちは、被災者をどうするかばかり考えているが、一番問題なのは、被災者を出さないことだ。労基法さえ守られず労



災を発生させている現場の問題を考えるのが先ではないか。「中間報告」など作る前にすべきことがあるのではないか。

ここにトンネル工事の現場写真をもってきた。これは、今度こういう集まりがあるからということで、じん肺の患者さんたちに、ぜひ先生方にみせてくれと言われ持ってきたものだ。排気ガス対策も何もない、廃車になつたトラックがこうして使われているし、トンネルの中はこうして粉じんでもうもうとしている。こんなことを知っているのか。」など、

様々な批判が行われた。

何よりも問題であったのは、それでも労基研のメンバーがほとんど一切しゃべらないという態度をとりつけたことである。

「職業病の中で一番多いのは何か知っているか」という質問にすら、「今日はこちらから答えないことになっている」との花見座長の返答に

非難の声が上がつたのも当然だった。

関西で行われている討論会のようにもつと意見を交換すべきだと強い批判（尼崎）も出た。

この日提起された問題に、労基研はきちんと誰にでもわかる対応を行なるべきである。それは、「中間報告」の全面見直し修正、実質撤回しかありえないだろう。

ともあれ、この日の「意見聴取」を本当に彼らが理解したのかどうかは、労基研の今後の運営状況や、出すという「文書」なりを見れば自ずとわかるだろう。

労基研の誤りは、労働省の喜ぶ方針を、何の現実検証も踏まえないで出したことである。これを真に反省するのかどうか、今後とも労基研に対する追及を継続していくことが必要である。

「要である。

宝塚市排水管工事の生き埋め事故で

遺族が会社に損害賠償を請求

からむ不法就労者問題

四月二一日、宝塚市の市営長尾山靈園の排水管理設作業で、土木作業員一人が崩れ落ちた土砂の下敷きになつて死亡した事故で、被災者の一人、金栄出さんの遺族は、直接の使用者であつた徳山組と、市から工事を請け負つていた市橋組、さらに工事の監督責任のある宝塚市に対して損害賠償を請求した。

金さんの遺族は、労災補償請求の手続きをとつた後、徳山組と市橋組の責任者と会い、使用者としての責任を問うたが、「それなりのことはできる範囲で考えたい」と安全管理の責任については認めたものの、実際には工事運営については金さんに任せてあつたとして、答えは事実上の責任逃れに終始した。また、施工

である宝塚市については、全体的に工事監督を行つていたことは認めたが、現場の安全管理も含めて市橋組に発注していたもので、市に責任はないとの立場をとつている。しかし市との話し合いでは、当該の工事自体が七月段階ではまだ完成しておらず、市橋組の工事費用についてはまだ支払いの段階になつていなかったため、直ちに金さん遺族は仮差押えの手続きを取つた。その後、損害賠償について、代理人を通して請求を行い、現在に至つている。

最近になって、観光ビザによる不法就労者の労災事故が時々マスコミを賑わせるようになつてきているが、こうした場合の被災労働者は、国外強制退去などの処分と、治療をどのように保障するのかという医療上の問題、帰国して治療するとか、障害がのこり年金を受ける場合に給付の

あつた。事故発生後、韓国に住む遺族と韓国領事館などが連絡をとり、岡山県にいる親戚が遺体を引き取つた。閔さんの労災補償については、韓国に住んでいる遺族が給付を受けることになつていて。

しかし、今回の損害賠償請求について、同時に被災した閔さんの遺族に金さんから呼びかけているが、まだ返事は来ていない。

ところで、金さんは在日韓国人であるが、この工事で被災、死亡したもう一人の被災者、閔丙宇さんは、韓国から観光ビザで入国した労働者で、被災した日は不法就労第一日で

七月の新聞記事から

- 七・一 堺泉北臨海コンビナート内の製油所で、パイプラインの接続部分から硫化水素ガスが漏れ作業中の三人が意識不明の重体（高石）
- 七・九 駐車場棟解体作業現場で、高さ十六メートル外壁が崩れ落ち、作業員一人が下敷きになり重傷（京都）
- 七・一六 J.R北陸線で、踏切りの保線工事をしていた作業員三人が急行にはねられ、二人が死亡（金沢）
- 七・一九 高速増殖炉「もんじゅ」の原子炉設置許可無効確認訴訟控訴審判決で、名古屋高裁金沢支部は、訴えを却下した一審判決を取り消し、地裁へ差し戻し実質審理に入るよう命じた
- 七・二一 水田農薬散布中のヘリコプターが高圧線に接触し墜落、パイロットが即死（茨城）
- 七・二八 労働省が今年一月から六月の労災発生状況をまとめ、それによると死者は千十一人で依然高水準、業種別では建設業、製造業、陸上貨物運送業がワースト3

手続きをどう行うかといった労災補償上の問題をどう調整するのかといつた問題が出てくる。さらに、不法就労と知りつつ雇用し、危険な作業に従事させている事業主に対する

責任追及の問題も出てこよう。今回 のケースもその一つといってよい。金さんの遺族の取り組みについては、センターと全港湾建設支部西成分会、さらに徳山組などに対し当初

から追及を行ってきた釜ヶ崎日雇労組が協力し、今後も支援の活動を行っていく予定である。

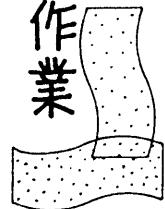
等級十一級の認定を得ている。

相談を受けたユニオンとうなんは本人と協議し、会社に対して治療を実質的に妨害した責任を前提に、謝罪と地位確認を求めていく予定である。会社側はある程度責任を認めてはいるが、なにせ労災保険加入手続きを遅らせてただけに信用しがたい。○さんは、会社の責任を明らかにしていく考えである。



南大阪

過去の粉じん作業 会社が認める



全港湾大阪支部昭和分会

全港湾大阪支部安全衛生委員会のじん肺管理区分申請に關わる取り組みで、問題になっていた、申請者の所属する職場が粉じん職場に該当するかどうかという問題について、当該の昭和運輸倉との支部安全衛生委員会の交渉が八月十一日に港湾労働会館で行われた。

支部安全衛生委員会と会社側の見解が食い違つていいのは、過去にバラの黒鉛などの荷役作業に申請者三人が従事していたかどうかという点にあり、会社側は

「そんな作業はやっていないかったはずだ」との見解を持っていた。しかし、全港湾の調査の中で、三人の労働者が木材の荷役に携わりながらも、黒鉛などの荷役作業も行っていたことが具体的に明らかになっており、この日の交渉はその点をめぐって行われた。その結果、会社側は確かな記録等に基づいてではなく、担当者の感覚だけで判断していたことが明らかになり、粉じん職場としてみとめる方向で再度検討を行うことになった。

また会社側は、港湾荷役作業の業界内で、認めないようとの圧力を感じたり、保険料率のメリットの問題などの点からも粉じん作業を認めたがらなかつたようである。しかし、例えば今回の申請者の中で、過去に長年のトンネル工事に携わった労働者の場合、現在療養中で労災保険の適用を受けることになるが、建設業で二以上の事業所で働き、最終の粉じん作業が三年以下の場合は、労災補償が支給されても、メリット計算に算入されないことがになっている。こうした点は事業主に理解されていないケースが多く、今回の場合と同じように事業主証明合と同様に事業主証明に苦労する被災者も多い。

通鑑

局と署の対応の系譜

大阪中央

七月二一日基準局と通院費の交渉を行った。これは六月二八日の中央監督署での交渉を受けたもの。

は、山中氏の通院費について
て継続交渉を行うはずで

あつたが、前日に不支給通知を発送し当日一方的に不支給決定を通告してきた。

し合いを継続するよう指導する」旨の回答を行った。六月二三日の基準局労災管理課との交渉内容と完全に矛盾するだけでなく、交渉を

西
全港湾大阪支部浪速埠頭分会
マンガン中毒は、古くから知られた職業病であり、主に鉱山労働者やマンガン精練作業者に多く発生が見られる。日本ではマンガン鉱山の大部分が閉山になり、ほとんどのマンガン鉱石は輸入に依存しており、荷役

大阪 港湾荷役作業で
二名のマンガン
労災申請へ

災申請へ

百

作業に従事する労働者にも当然中毒発生が予想された。しかし今までには国内での発生事例の報告は聞いていない。

実質的拒否したものである。七月二一日の基準局交渉は、こうした局署の対応の矛盾と不誠実さに対し抗議

いっそう局署の対応の矛盾が明らかになる結果となつた。結論としては、監督署と再度話し合いの場を持つ

支給を制限するためになり
ふり構わない局署の対応は
今後ますます問題にしてい
かなければならぬだらう

し証明を求めるものであつた。こちらからの経過説明を聞いた労災管理課長は、

よう基準局が調整することを約束させ、あらためて監督署と交渉することとなつ

で鉄精練に使用するシリコンマンガンのバラ荷役を三〇年間続けてきた株浪速埠頭作業で、現在二〇名の現場労働者が働いている。

中毒被災者はいずれも最古参の労働者であり、全身

真っ黒になる程の粉塵曝露の中で働いてきた。幸い未だ病状は余り進行しておらず、内一名は本年定年退職になつているが数年前より腕の力の衰えを感じ、手の震えや、軽い吃音、四肢末端の痺れ感などを訴えている。他の一名は現役であるが病状は軽く就労には支障はない。

現在、医師意見書、組合意見書を作成し、九月に労災申請の予定である。

吹田市にある外資系コンピュータ会社の関連会社にパート社員として勤めるHさんは、毎日コンピュータ端末機の前に座り、数値入力の業務を行つてゐるが、この六月頃に腕に痛みを覚え、職場近くの病院に行き整形外科に受診したところ、「仕事をやめないとなおらないよ」と言われ、湿布などの治療を受けたりしながら勤務した。ところが八月の始めに、腕の痛みがひど

くなり、夜も眠れない状態

となり、女性雑誌の特集で

北 業界・元号・大阪合図 6月セントでケイワーンに

吹田市にある外資系コンピュータ会社の関連会社にパート社員として勤めるHさんは、毎日コンピュータ端末機の前に座り、数値入力の業務を行つてゐるが、この六月頃に腕に痛みを覚え、職場近くの病院に行き整形外科に受診したところ、「仕事をやめないとなおらないよ」と言われ、湿布などの治療を受けたりしながら勤務した。ところが八月の始めに、腕の痛みがひど

VDT作業の健康障害についての記事が出ていたのを思い出し、翌日は会社を休み、安全センターに相談を持ちかけた。

この会社は、大型コンピュータ稼働のための用紙の作成などを行う会社で、レイアウトなどの作成を端末機で行う。そのための数値入力はHさんと同じような条件の、つまり二五〇才のパート社員四人によるかせている。

ものの、この二月から五月は、消費税の導入、年号変更、大阪市の合区があり、用紙の変更が多く、業務は極端に増加したため、Hさんの症状が現れたものと考えられる。

現在Hさんは、松浦診療所に通い治療を続けているが、経過をみて労災補償などを含めて今後の進め方を考えたいとしている。



労災上積み補償を 考へる

(2)

たがって、社会的に了解された目的

として、上積み補償の性格は、法定
補償のそれの延長線上にあると言つ
てよいだろう。

これを条文として具体的に規定し
た文例をあげてみる。

「・・・当該従業員またはその遺族の
精神的苦痛を慰謝するために行う。」

とか、さらに「・・・会社の責に帰
すべき業務上の・・・会社と当該従
業員またはその遺族が示談契約を締
結することにより円満かつ適切な紛
争解決をするために支給する。」

前のケースは、労災保険法による

補償の額が、労災民事訴訟では財産
的損害の賠償にあたるとされ、判決
の額から調整される点に、会社の側
から配慮してあらかじめ精神的損害
に限定したということである。この

の事由または通勤による従業員の負
傷・疾病・障害または死亡に対し、
労働者災害補償保険法による給付の
外、従業員またはその遺族の生活を
扶助し、かつ、その損害を填補する
ために行う。」

一 上積み補償協定の条文検討

(1) 目的

労災上積み補償制度を企業内で
持つてゐる場合でも、以外とその条
文の冒頭に、目的を明確に規定して
いるものは少ない。これは、上積み
補償制度が出来てきた社会的意義が、
前提として存在するということに原
因しているといつてよいだろう。つ
まり、労働者災害補償保険法による
補償の範囲が限定されており、しか
もその水準が低位であることから、
被災労働者やその遺族の生活保障の
ために、法定補償に付加してこれを
上積みさせるという目的である。し

「この協定に定める補償は、業務上

ことによって、仮に協定による補償を受けた上で損害賠償請求をした場合には、慰謝料からすでに支給された額が控除される仕組みである。つまり企業側の民事訴訟に対する防御策ということだ。

後のケースは、もっと企業側の防衛の姿勢を明らかにしたもので、上積み補償制度と損害賠償の問題をリンクさせたもの。「会社の責に帰すべき」と前提を置き、上積み補償の支給でその外の請求権を被災労働者に放棄させようというものである。これによる解決は、もちろん本人が納得すれば有効だが、そうでなく無知につけ込んでされた場合や、金額 자체が明らかに低額である場合などは当然問題になるだろう。そのことを見越して、別に労働者や遺族に対して、損害賠償か上積み補償のどちらかを選択させるという規定を持つているものもある。

いずれにしろこの二つは、協定を

「ないよりはある方がまし」の方向へ歪めるものにするためのものだ。

上積み補償協定は、労災補償の基本的な本質をふまえたもの、つまり

憲法に定める生存権、勤労権を確保するための、労基法、労災保険法で定められた最低限の水準を補足し、

企業内の最低補償基準を設定するものとすべきである。そうした考え方から目的をさらに一步進め、より具体的な原則を設定することも可能になる。全国金属労組の提案している労災補償協定基準案は、次のように「原則」として規定している。

「第一条（会社の安全保護義務と補償の原則）

会社は、労働者の生命、身体、健康を保護し、快適な労働環境を保障してその維持、増進に努める義務のあることを確認する。

2 会社の業務と関連して労災職業病が発生した場合、会社は当該労働者の身分を保障し、生活に脅かされ

ずに治療でき、職場復帰ができるよう適切な措置をとり、遺族に対しても、その生活を補償する。」

会社の責任を明確に

補償はあくまでも生活保障

この条文では、会社の責任（安全保護義務）を明確にした上で、補償の性格を生活の保障と限定し、損害賠償の道を閉ざさないということと、さらに原則の中に職場復帰についてふれているところに特徴がある。上積み補償の意義を、より完全に近く表現したものを考えるならば、このような条文になるだろう。また「業務上の負傷・・・とするのではなく

「業務と関連して労災職業病が発生した場合」としているのは、適用対象を労働基準監督署の判断にゆだねることを前提としているためである。（次号で掲載予定）

ワープロやパソコンで作業をするときの、机の高さはいったいどのくらいだったら負担は少なくなるのか。労働省の「VDT作業指針」では、調整できるものの場合はその範囲が六〇～七五cmであるもの、調節できないものの場合は六五～七〇cmのものとしている。そして腕との関係では、「上腕をほぼ鉛直に垂らし、かつ上腕と前腕の角度を九〇度又はそれ以上の適当な角度を保持したときに、キーボードに自然に手がとどくようにしてこと」としている。

しかし、この調整の仕方が一番負担が少ないと言えるかどうかに疑問が生じる研究結果が、学会等で発表されている。

岡山大学医学部衛生学教室の井谷徹助教授らは、色々な高さの机の上にキーボードを置いてワープロ入力作業を行い、筋電図を計測し、肩腕部の筋肉の負担を調べる実験を行つた。その結果、肩の僧帽筋は大きくなり、逆に手首の筋肉は位置が低いほど大きかったという。

また被験者に、作業しやすいと感じる高さを選ばせたところ、肘より四～八cmの位置を選んだ人が大半で、理由は「手首の感じがよい」が多いといった。つまり手首の負担に関心がいき、その結果肩に無理がかかりやすい位置を決めているということである。

労働省の指針では、事実上肘の高さにあわせるということになるが、実際に負担の少ない姿勢は一律に決められるものではないということである。その点について井谷氏は、「常に肘の高さにしているのは適切ではない。キーを打つ作業が多い時は手首の疲れを少なくするためにキーボードを高くして、検索が中

心の場合は肩こり防止のため低めにするなど、作業内容に応じて決める必要がある。」（毎日新聞より）と指摘している。

そうすると、現実に職場で日常的にVDT作業をしている作業者は、簡単に高さの調節ができるない机がほとんどという現状のなかでは、椅子の高さ調節でのあたりに留意する必要があるといえよう。そういう意味から、最低でも簡単に高さの調節ができる椅子の必要性は大きい。

キーボードの高さは

作業内容に応じて

東大阪 アスベスト対策指針公表

東京都はアスベスト代替品使用を骨子とする対策大綱を策定

東大阪市では、今年六月に一般向けパンフレット、民間建築物を対象とした指導指針を相次いで公表した。これは、働く者に健康を！東大阪連絡会を中心に市のアスベスト対策検討委員会と行ってきた話し合いを踏まえて出されたものである。市は、これらの指針の策定と平行して、民間施設の実態把握に努めるとしている。

東京都は、五月二六日に「アスベスト大綱」を策定した。内容は、①都有施設のアスベスト代替品の積極使用、地下鉄の断熱・防音材の代替品への交換、石綿セメント水道管の

鉄管への取替など、②民間施設に

に対する吹付けアスベスト・含有建材の調査の義務付け、建築物解体時のアスベスト含有建材の非破壊除去など、③アスベストに関する健康相談、国・業界への非アスベスト化推進の要請など、従来吹付けアスベストのみに限られてきた対策から数段踏み込んだ画期的なものである。これを機に、アスベストの非アスベスト製品への代替を大きな世論としていく必要があるだろう。

これとは別に府のアスベスト対策

検討委員会は八月、市民啓発用パンフレット「アスベストの知識」を発行した。建設ラッシュのなか、アスベスト輸入量が増加している状況の中、府としてもアスベストの代替策を提起すべき時期にある。

大阪府でも、徐々にではあるが、アスベストの対策が進められつつある。府有施設における吹付けアスベ

ストの処理工事では、宮繕室管轄下の施設で二三施設が今年度工事予定になっており、その内八月末までに西成労働福祉センターなど七施設が工事を完了することになっている。

府の話では、養生撤去の前に環境濃度の確認を行うなどの対策を新たに講じているとのことであったが、それが府の統一した工事仕様とはなっていない。

労災補償制度改悪阻止10・16行動に参加を！

日時 10月16日午後1時より 場所 未定 規模 実行委員会（総評弁護団・各単産・被災者団体・地域センターなど）

千人

昭和50年
10月29日
第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

8月号(通巻177号)
89年8月10日発行

(毎月一回10日発行)

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヶ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721

☎550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

古書 & レンタルコミック

時代屋



大阪市此花区伝法4丁目2番39号

☎ (06)465 5441 2階 此花労働者センター

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28